

第1章 計画の策定にあたって

P1~

令和5(2023)年度は、第1期計画(令和元年度~令和5年度)の最終年度にあたることから、本市の現状分析と取組みの課題整理を行い、自殺総合対策大綱を踏まえ、第2期仙台市自殺対策計画を策定する。

第2章 第1期計画の振り返り

P2~

基本方針

- 方向性1:一人ひとりの気づきと見守りの推進
- 方向性2:人材の確保と育成
- 方向性3:対象に応じた支援
- 方向性4:自殺対策に関するネットワークの構築

- 重点対象1:若年者
- 重点対象2:勤労者
- 重点対象3:自殺未遂者等ハイリスク者
- 重点対象4:被災者

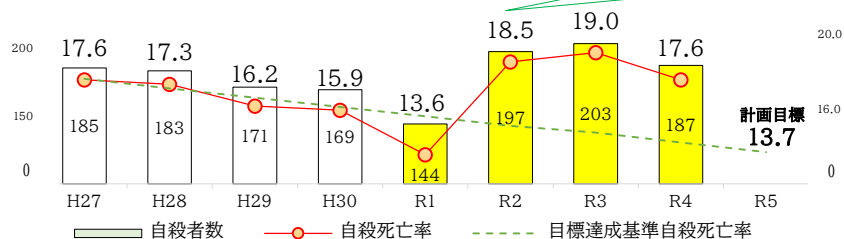
計画目標

計画最終年までに平成27(2015)年比で自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を30%減 **13.7**以下。(国の大綱に呼応)

自殺の現状

自殺死亡率の推移 → 計画目標(13.7)には到達していない

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の変化の影響があると考えられる



属性ごとの状況

若年者(39歳以下)の占める割合(単位:%)
(令和元年~令和4年の合計値)

勤労者(自営業や被雇用者)の占める割合(単位:%)
(令和元年~令和4年の合計値)

全国	27.3
宮城県 (仙台市除く)	26.6
指定都市合計 (仙台市除く)	30
仙台市	36.5

全国	38.3
宮城県 (仙台市除く)	42.6
指定都市合計 (仙台市除く)	37.3
仙台市	43.6

自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人の割合の推移 (単位:%)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
割合	17.8	23.0	18.7	21.3	18.1	27.4	23.6	20.3

復興公営住宅に入居する被災者のうち、気分障害に相当する心理的苦痛を有する人の割合の推移(単位:%)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
割合	16.8	17.2	16.5	16.1	15.1	16.8	17.9	17.2

国民全体で見ると、気分障害に相当する心理的苦痛を有する人の割合は、9%前後にとどまる

第1期計画期間中の自死等の傾向のまとめ

新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の変化の影響等から、自殺死亡率は目標値までには届かず、また4つの重点対象については、割合がいずれも高い状態が続いている。

第3章 基本的な考え方

P12~

基本理念

一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり
~誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現~

基本認識

- ①自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である
- ②自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る
- ③多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である
- ④自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である
- ⑤自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である
- ⑥本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

計画期間

令和6(2024)年度から
令和10(2028)年度まで
の5年間

基本方針

- ・自死に追い込む様々な要因の解消に向けた関係する主体の連携と包括的な取組み
- ・自死等の傾向に合わせた重点対象の設定と、対象の特徴に合わせて効果的な取組み

①自死の予防を実現するために必要な状態

3つのレベル、10の状態として整理し、状態達成に向けて各種の取組みを実施し、自殺死亡率の減少を目指す。

②4つの重点対象

本市の自死の特徴から、第1期計画と同様に、**若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者**を重点対象とする。

自死の予防を実現するために必要な状態

社会全体レベル	
状態1	自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること
状態2	自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること
状態3	自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること
状態4	自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること
身近なコミュニティや対人関係レベル	
状態5	身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること
状態6	様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対応能力が向上すること
状態7	身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること
個人レベル	
状態8	人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持(精神的、身体的)に関する適切な知識の習得や理解が促されること
状態9	様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること
状態10	人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること

計画目標

自殺死亡率



大綱の目標:令和8(2026)年までに平成27(2015)年比で30%以上低下(平均年3%以上低下)
→これに合わせ、計画最終年(令和10(2028)年)までに平成27(2015)年比で36%以上低下を目指す。

自死の予防を実現するために必要な状態の達成度

・自死の予防を実現するために必要な状態がどの程度達成されたかについて、ベースラインを基に目標値を設定

令和6年度(計画初年度)
ベースライン測定調査

必要な状態を達成するための
目標値の設定

第2期仙台市自殺対策計画 中間案【概要版】

第4章 自殺対策を推進する具体的な取組み

P18～

自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組み

社会全体レベル

状態1
自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること

- スクールカウンセラーによる支援の実施など
- 仙台いのちを支えるLINE相談の実施

状態2
自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること

- 自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施
- 心の健康対応力向上研修の実施など

状態3
自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること

- 自殺対策推進センターを中心とした関係機関ネットワークの構築
- 仙台市子ども・若者支援地域協議会の設置など

状態4
自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること

- 中小企業の表彰制度の実施
- 地域包括支援センターによる支援の実施など

身近なコミュニティや対人関係レベル

状態5
身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること

- いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施
- 企業等向けゲートキーパー養成研修の実施など

状態6
様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対応能力が向上すること

- 災害時メンタルヘルス研修の実施
- 大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発など

状態7
身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること

- 被災者向け健康教育や交流会の実施
- 性的少数者などのためのコミュニティスペースの設置など

個人レベル

状態8
人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること

- 多様な性のあり方についての啓発活動の実施
- 東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施など

状態9
様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること

- 自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発
- SNSを活用した相談窓口の普及啓発など

状態10
人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対応が促されること

- 地区健康教育の実施
- 命を大切に教育の推進など

4つの重点対象に関連する取組み

重点対象1 若年者

【取組みの視点】

- ・取り巻く環境が大きく変化する時期にあたり、困りごとが多様である。困りごとに関する適切な知識や窓口に関する普及啓発や、危機的状況に追い込まれた際のサインや変化に適切な対処ができるよう、支援者の相談対応の能力向上に取り組む。
- ・年代や困りごとに応じた相談対応や、地域、関係機関・団体、行政が協働して支えるための環境づくりに取り組む。

【取組み例】

子どものこころのケア事業の実施、学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施、青少年のための居場所支援の実施、大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発など

重点対象2 勤労者

【取組みの視点】

- ・勤労者が抱えやすい勤務問題（労働環境や条件など）や、経済・生活問題（多重債務など）に関する相談窓口の普及や、外部相談機関と連携した相談窓口の利用促進に取り組む。
- ・働きやすい環境づくりや職場内のメンタルヘルスを含めた健康づくりを促進するため、労働関係機関・団体のネットワーク強化に取り組む。

【取組み例】

暮らしを支える総合相談の実施、労働相談の実施、宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知、せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進など

重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者

【取組みの視点】

- ・自殺未遂等の自殺関連行動の再発防止に向け、困りごとに対応できる相談窓口の啓発や保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関等による多機関協働支援に取り組む。
- ・協働支援のための総合的な方針策定や計画立案ができる能力向上や、多様な困りごとに対応するための多機関ネットワーク強化に取り組む。

【取組み例】

仙台市のいのちの支え合い事業の実施、自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施、自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発など

重点対象4 被災者

【取組みの視点】

- ・被災者は生活環境や家族関係の変化に伴って、様々なストレスを抱えた生活状況にある。ストレス反応への対応や相談窓口の普及や、地域社会からの孤立防止のためのコミュニティづくりや支援に関わる関係職員の支援力の向上、関係機関・団体のネットワーク強化を図り、長期的かつ包括的な支援に取り組む。

【取組み例】

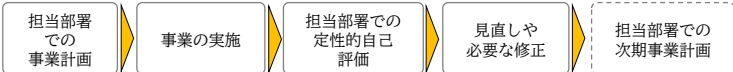
被災者の心のケア支援・被災者健康支援の実施、被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業の実施、アクション関連問題研修の実施など

第5章 対策を推進する体制

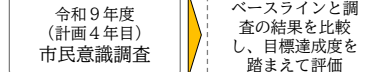
P59～

担当部署による定性的自己評価

・毎年度、各取組の担当部署にて定性的自己評価を行うことで、必要な改善を図るとともに、計画全体の実施状況の確認をPDCAサイクルに基づき行う。



市民意識調査による評価



対策を推進する体制

